

7 東京漁調第 6 4 号
令和 7 年 1 0 月 1 7 日

一般社団法人全日本釣り団体協議会長 殿

東京海区漁業調整委員会
会 長 馬 場 治
(公 印 省 略)

東京海区漁業調整委員会指示について（通知）

このことについて、漁業法第 1 2 0 条第 1 項の規定により下記のとおり指示しましたので、
ご了知のうえ貴所属組合員への指導方よろしくお願いいたします。

記

東京漁調指示第 8 号 東京海区における遊漁者等によるまき餌釣りの制限

※「東京都公報」写し（抜粋）参照

東京海区漁業調整委員会事務局
電話 03-5000-7209

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○食鳥処理衛生管理者登録講習会の登録……………

……………（保健医療局健康安全全部健康安全課）……………

告示（選）

○東京都議会議員選挙における当選の効力に関する
異議申出についての決定（二件）……………

告示（海区漁業）

○東京海区における遊漁者等によるまき餌釣りの制
限……………

○東京海区における釣漁法の制限……………

○東京海区における浮きはえ縄漁業の制限……………

公告

○土地区画整理組合の理事の就任……………
……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）……………

告示

●東京都告示第九百八十号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成
二年法律第七十号）第十二条第五項第四号に規定する講習
会として、次のとおり登録したので、食鳥処理の事業の規

制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成三年政令第五十
二号）第二十一条第一号の規定に基づき告示する。

令和七年十月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 講習会の実施者の名称及び主たる事務所の所在地
公益社団法人日本食品衛生協会

台東区寿四丁目十五番七号

全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会

台東区下谷二丁目一番十号

一般社団法人日本食鳥協会

千代田区岩本町二丁目九番七号

二 講習会の実施期間

（一）複合型（eラーニング及びライブ配信）

eラーニング 令和七年十二月一日から令和八年一
月九日まで

ライブ配信 令和八年一月二十七日から同月二十
九日まで

（二）集合型

令和八年一月二十日から同月二十三日まで

三 登録年月日

令和七年九月二十四日

告示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第二百二十一号

令和七年六月二十二日執行の東京都議会議員選挙におけ
る当選の効力に関する異議の申出について、次のとおり決
定したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二
百十五条の規定により告示する。

令和七年十月十七日

東京都選挙管理委員会

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第八号

東京海区における竿釣り及び手釣りによる水産動物の採捕について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和七年十月十七日

東京海区漁業調整委員会

会長 馬 場 治

(漁具漁法の制限)

一 遊漁者等の漁具漁法の制限は、次のとおりとする。

(一) 遊漁者等が船舶を使用してまき餌釣りをする場合、

一仕掛けにつき、まき餌かご一個を付したものに限り、

(二) に掲げるまき餌かごの大きさは、次のとおりとする。

ア 伊豆諸島海域及び小笠原諸島海域

外径 五・五センチメートル以下

長さ（まき餌を収納する部分に限る。） 二十センチメートル以下

イ 東京都内湾海域

直径 五センチメートル以下

長さ 八センチメートル以下

(三) 遊漁者等が船舶を使用してまき餌釣りをする場合、

当該まき餌の使用量の基準は、一人一日当たり次のとおりとする。ただし、当該まき餌の使用に当たっては、基準内の量を使用する場合であっても必要最小限の量としなければならない。

ア 伊豆諸島海域及び小笠原諸島海域 九キログラム

以内

イ 東京都内湾海域 三キログラム以内

(四) 遊漁者等が船舶を使用しないでまき餌釣りをする場合、当該まき餌の使用量は必要最小限の量とし、漁業権が設定されている区域にあつては、漁業権者の漁場管理に協力しなければならない。

(指示の有効期間)

二 この指示の有効期間は、令和七年十一月一日から令和八年十月三十一日までとする。

●東京漁調指示第九号

東京海区における釣漁法について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和七年十月十七日

東京海区漁業調整委員会

会長 馬 場 治

(釣漁法の禁止)

一 大島、利島、新島（鵜渡根島及び地内島を含む。）、

式根島、神津島（恩馳島及び銭洲を含む。）、三宅島

（大野原島を含む。）、御蔵島（蘭瀬波島を含む。）、

八丈島（八丈小島を含む。）、青ヶ島、ペヨネース列岩、

須美寿島、鳥島及び婦婦岩の各最大高潮時海岸線から千

五百メートル以内の海域においては、いきえさ（餌虫類を除く。）を使用して、あかはた及びかさごを釣獲してはならない。

(指示の有効期間)

二 この指示の有効期間は、令和七年十二月七日から令和

八年十二月六日までとする。

●東京漁調指示第十号

東京海区（伊豆諸島海域に限る。）における浮きはえ縄漁業（以下「この漁業」という。）について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和七年十月十七日

東京海区漁業調整委員会

会長 馬 場 治

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

(一) 令和八年一月一日から同年五月三十一日までの間の

大島、利島、新島（鵜渡根島及び地内島を含む。）、

式根島、神津島（恩馳島及び銭洲を含む。）、三宅島

（大野原島を含む。）、御蔵島（蘭瀬波島を含む。）、

八丈島（八丈小島を含む。）、青ヶ島、ペヨネース列

岩、須美寿島、鳥島及び婦婦岩の各最大高潮時海岸線

から三海里以内の海域並びに大室出し、高瀬、ひょう

たん瀬、渡り瀬、黒瀬及び新黒瀬（中ノ黒瀬を含

む。）における操業

(二) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

(承認操業)

二 総トン数二十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

(一) 承認の対象者